

福祉資金〔福祉費における災害援護費〕の特例貸付について

1 貸付対象

平成28年熊本地震により災害救助法の適用となった地域

※災害救助法の適用 熊本県内全市町村

上記の地域から避難した者のうち、今後、福岡県に1カ月以上居住し、継続的に連絡がとれることが見込まれる者

なお、本資金の貸付は世帯単位であり、家族が別々に避難したとしても、1世帯に対して重複貸付はできない。

2 資金種類

(1) 災害援護費 150万円以内

災害を受けたことにより臨時に必要な経費

(避難先での家具什器費等購入に必要な経費など(生活費は除く))

※必要最低限の経費を対象とする。また、すでに購入済みの経費は対象外。

3 貸付方法について

(1) 据置期間 貸付の日から2年以内

(2) 償還期限 据置期間経過後20年以内

(3) 貸付利子 連帯保証人あり・・・無利子

連帯保証人なし・・・据置期間経過後、年1.5%

4 借入申込みに必要な書類等

(1) 健康保険証、運転免許証、住民票など、借入申込者の氏名及び住所(現在の居所又は転居予定先の住所)が確認できるもの

(2) 課税証明書、源泉徴収票など、借入申込者の世帯の収入状況が確認できるもの

(3) 被災証明書、被災証明書など、熊本地震により被災したことが確認できるもの

(4) 見積書など必要とする費用が確認できるもの。

(後日、領収書の写しを提出すること)

(5) その他、県社協会長が必要とするもの

※必要な書類等については、窓口で相談に応じます。

5 問い合わせ・借入申込先

避難先の最寄りの市町村社会福祉協議会